

加納テニスコート利用に関する注意事項

下記事項を遵守のうえご利用ください。

各事項の詳細は、加納テニスコートの設置及び管理に関する条例及び施行規則、社会体育施設使用料徴収条例及び施行規則、社会体育施設（加納テニスコート・武道館・体育館等）の利用等に関する運用について（令和4年7月 南伊豆町教育委員会）をご覧ください。（条例→施行規則→運用の順で決定しています）

■テニスコートの予約申請・キャンセル

1. 施設の予約申請は、利用日の3ヶ月前の1日から利用日の3日前まで可能です。
2. 利用許可申請書を南伊豆町教育委員会（役場2階）へ提出していただきます。電話では、空き状況の確認のみで、予約及び仮予約は受け付けません。
町外の方については、メール（押印後の申請書をPDFで添付）又はFAX（押印後の申請書）で仮予約を受け付けますが、提出した日から5日以内に原本が教育委員会へ届くように郵送してください。なお、原本が到着後の処理となりますので、使用する日の3日前までに必ず提出してください。なお、提出が遅れた場合は、処理できませんのでご了承願います。
3. 申請手続き後、利用許可書を発行しますので、利用の際は利用許可書を携帯してください。利用許可を受けた後に利用しなくなった場合は、必ず取消申出書を利用開始時間までに提出してください。手続きをされなかった場合は、使用料を請求します。（休日等の対応は、運用についてをご覧ください。）

■利用時間

1. 施設の利用時間は、午前：8時30分～12時30分、午後：13時～17時です。（7月～9月は、利用時間4時間以内で終了時間を19時までとすることができます。）
2. ご利用時間には、準備、片付け、清掃等の時間も含まれます。利用時間は必ず守ってください。
3. 利用後は、速やかに鍵等の返却をお願いします。
4. 鍵の貸し出しは、原則、利用時間の30分前からとなります。なお、大会等で準備が必要な場合は、事前に教育委員会へ申し出て調整してください。

■コートの保全

1. コートは人工芝のため雨天でも使用できますが、豪雨、小雨でも落雷の恐れがある場合等は、利用を制限する場合があります。
2. コート内の飲食は、ご遠慮ください。（ベンチでのみ水分補給は可）
3. プレーする方以外の、コート内への立ち入りはご遠慮ください。
3. コート内では、テニスシューズを履いてご利用ください。
4. 許可を受けたコート以外は利用しないでください。
5. ネットを張ってから利用してください。利用後は、ネットを緩めてください。
6. 利用後は、備え付けのブラシでコートを全面均一にならしてください。

■施設・設備使用

1. 利用した設備、器具等は、利用前の状態に戻し整理してください。
2. テニスに不要なもの等のコート内への持ち込みはご遠慮ください。
3. 最後にテニスコートを出る方は、施錠確認（コート扉3カ所、駐車場入口チェーン、トイレ3棟）を忘れずに行ってください。※トイレ3棟及び駐車場入口チェーンは完成後からとなります。
3. 施設、設備、器具等は、破損することのないよう十分に注意してください。万一破損した場合は、相当額を弁償願います。（怠った場合は、以後の使用を許可しない場合があります。）
4. 大会主催者は、職員との打合せを十分に行い、スムーズな運営に努めてください。

■使用料の支払い

1. 使用料の請求は、毎月月末締めで納付書を申請者へ送付します。
2. 使用料は、許可書を基に算定しますので、許可書に記載された日時に使用しない場合は、理由を問わず提出期限までに取消しの申出書を提出してください。

■駐車場の使用

1. 近隣の迷惑となりますので、乗用車等は、駐車場又は指定する場所へ駐車し、敷地外への駐車はしないでください。コーン等により車両の進入を禁止している場所は、乗り入れしないようにしてください。
2. 身障者用駐車エリアへの一般車両の駐車は禁止します。
3. 大会等で多数の利用者が予想される場合は、駐車場責任者を含む駐車場計画を作成し、係員を配置してください。

■その他禁止事項

1. 事故防止に努め、万一事故発生の場合は、責任を持って速やかに対処してください。
2. 敷地内での喫煙と火気の使用はご遠慮ください。
3. コート内にペットを連れての入場はご遠慮ください。
4. ゴミは必ず持ち帰ってください。（大会等で発生したゴミは、主催者側で処分すること。）
5. 利用にあたっての注意事項、マナー等については、利用者全員に徹底してください。
6. 使用簿を必ず記入してください。
7. 利用中、第三者に損害等をおよぼしたときは、自己の責任において解決してください。